

令和5年度第1回京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会
会 議 録

I 開催日時 令和5年6月28日(水) 午後1時30分～午後4時00分

II 開催場所 京丹後市大宮庁舎第2・3会議室

III 出席者 蒲田幸造委員、菱田哲郎委員、松原典孝委員、河合温美委員、
藤田泰弘委員、増田俊彦委員、中村秀雄委員、丸田智代子委員、
池田正博委員、小林朝子委員、末次一子委員、古川匠係長(代理)
(※松原委員、古川代理はオンライン)

事務局 村田雅之課長、岡林峰夫課長補佐、本田咲子主任、
奥勇介主任、村上公太主任

欠席者 協議会委員：上杉和央委員、能勢ゆき委員、日達ゆみ子委員、森正委員
事務局：松本明彦教育長、引野雅文教育次長、藤田智子主任

オブザーバー 三浦大作課長(ふるさと応援推進課) (※オンライン)

傍聴人 0人

IV 次第

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 議事
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) 「京丹後市文化財保存活用地域計画」について
 - (3) 計画推進にかかる「実施調書」について
 - (4) 今後の進め方について
- 4 その他
- 5 閉会

V 議事要旨

1 開会

<事務局>

本日は、公私ともにご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。
また、この度は文化財保存活用地域計画の推進に関わる本協議会委員へのご就任をご
快諾いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回京丹後市文化財保存活用地
域計画推進協議会を開催いたします。なお、本日の会議は、対面式とZ o o mを併用
して開催しています。机上のマイクを使用してご発言いただき、後日、会議録を作成

しますので、マイクを通して録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

本来であれば京丹後市の教育委員会から松本明彦教育長と引野雅文教育次長にもご出席いただくところですが、本日は議会对応等急用のため欠席となっています。あらかじめご了承ください。

それでは開会にあたりまして、京丹後市教育委員会から村田雅之文化財保存活用課長がご挨拶申し上げます。

<村田課長>

皆さんこんにちは。本日は、ご多用のところ、第1回京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、本協議会の委員への就任について快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本来ですと、先ほどありましたように、松本教育長、引野教育次長がご挨拶を申し上げますところですが、本日午後から市議会の本会議が急遽開催されることになりまして、そちらに出席しています。大変恐縮ではございますが、文化財保存活用課の私、村田がご挨拶申し上げます。

改めまして、私はこの4月から本課の課長に就任いたしました村田雅之と申します。浅学非才ではありますが、前任課長でありました新谷からの引き継ぎを受け、しっかりとやっていきたいと、身を引き締めて参りますので、皆様方のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

さて、平成31年4月に文化財保護法が改正され、市町村は文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになりました。この法改正は、文化財の活用にもこれまで以上に重点を置く方向へ転換する大きな転機と言われています。いわば市町村の地域計画につきましては、バイブルというものになっていると思います。

今、全国各地で地域計画づくりが進められており、文化庁によりますと、令和4年12月16日現在、全国96市町村で作成された計画が文化庁の認定を受けていると聞いています。京都府内におきましては、本市のほか、京都市、舞鶴市、与謝野町、亀岡市、長岡京市の計画が既に認定を受けておられます。

本市では、皆様にお世話になりまして、令和3年度、4年度の2か年をかけて、文化財保存活用地域計画の策定を進め、令和4年12月16日に文化庁の認定を受けることができました。計画の策定段階から関わっていただきました皆様におかれましては、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

このような中、京丹後市では、人口減少が進み、若い世代が減ってきている中で、文化財をいかに観光、教育、地域づくり、または国際交流など、多様な観点から活用発信して、そして後世へ守り伝えていくことができるかが、大きな課題としてありまして、こうしたことに取り組むことが非常に重要であると認識をしています。

この推進協議会では、文化財の専門家の皆様方だけではなく、広く様々な分野の皆様にも関わっていただいています。地域総がかりで、本計画を見守り、文化財を未来へつないでいけるよう、本協議会を立ち上げた次第です。

なお、市では、本市の魅力あふれる歴史文化を守り、活かすための取り組みを確実に進めることを決意し、表明するため、令和5年4月1日、歴史文化都市の宣言を行い、課名を文化財保護課から文化財保存活用課に改名いたしました。これは市内の歴史文化や文化財、地域で育んできた暮らしの知恵や人々の営みともいえる息遣いなど、京丹後市のきらめく魅力としての光ととらえ、市民と力を合わせて、この計画をはじめ、歴史文化を生かしたまちづくりの推進に一層努めて参りたいといったものです。

今後、本協議会の皆様におかれましても、歴史文化を活かしたまちづくりにご支援いただけると幸いに存じます。お集まりの皆様には、これからの会議で、忌憚のないご意見を頂戴するとともに、今後、本協議会で見守っていく文化財の様々な活用事業について、ご理解ご協力をお願いできればと思っています。

長くなりましたが、以上、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局より、資料の確認)

<事務局>

それではお手元の会議次第により進行させていただきたいと思えます。

本日は改めましてZ o o mを併用しています。Z o o mからは、京都府及び松原委員にご参加いただいています。この計画に関する関係課として、本日は市長公室のふるさと応援推進課より三浦課長様にもZ o o m参加していただいています。

本日の欠席者ですけれども、上杉議員、能勢委員、日達委員は所用により欠席ということで連絡をいただいています。

2 委員の紹介

<事務局>

それでは、2番の委員の紹介に移らせていただきます。

本日は第1回の協議会ですので、本来であれば、委員の皆様全員に委嘱状を直接お渡しすべきところではありますが、今回は机上配布にて委嘱状を交付させていただいていますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。Z o o m参加の方につきましては、改めまして委嘱状を郵送させていただきます。

そうしましたら、先に資料の2番をご覧くださいませでしょうか。文化財保護法抜粋というものになります。

今回ご参加いただいている文化財の保存活用地域計画については、この資料2の表面の最初第183条の3に書かれていますとおり、都道府県でつくられる文化財保存活用大綱に基づいて、当該市町村の区域における文化財の保存活用に関する総合的な計画、これがいわゆる文化財保存活用地域計画ですが、これを作成し、文化庁の認定を受けることができるとされているものです。本市については令和4年12月16日

に認定を受けています。

それから、裏面の下、協議会第183条の9ということで、こちらが推進協議会の設置の基となる情報になります。市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる。と規定がされています。

続きまして資料3、京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱ということで文化財保護法に基づきまして、今回の推進協議会に関して、設置の要綱を市のほうで作成しています。

こちらの第3条組織に、協議会は委員15人以内で組織するという事になっていて、今回の委員15人の皆様にお世話になっています。

第4条委員の任期ということで、任期は2年とさせていただきます。

そうしましたら資料1番に戻っていただきまして、資料1に推進協議会の委員の皆様の名簿をつけさせていただきます。併せまして任期については令和5年6月1日から令和7年5月31日までということで、2年の間はお世話になりたいと考えています。今回委員としては15名の方にお世話になっています。資料1に名簿を準備していますが、今回様々な立場の方にお集まりいただいています。初めの方もおられますので、名簿の順番に従いまして、こちらから紹介させていただきますので、一言ご挨拶をいただければと思います。

課長から紹介させていただきますのでよろしくをお願いします。

(課長より、委員・事務局の紹介)

3 議事

(1) 会長・副会長の選出について[資料3]

<事務局>

そうしましたら、次に3番の議事(1)会長・副会長の選出を行いたいと思います。

資料3、京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱第5条、協議会に会長及び副会長を置く。ということでこの第2項、「会長及び副会長は、委員の互選により決定する。」というふうにさせていただきますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

<委員>

互選と書いてある以上は、やはりご本人の立候補を受け付けた上で、なければ事務局から案があるのならそれを提起してあげたらと思います。

<事務局>

今ご意見がありましたが、その他ございますか。

もし立候補があればこの場でお願いしたいのですが、ないようでしたらこのまま事

事務局一任ということでお世話になりたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<事務局>

そうしましたら事務局の提案ですが、会長に琴引浜ガイドシンクロの丸田智代子委員を、副会長に本日Zoomで参加いただいています兵庫県立大学地域資源マネジメント研究科の松原典孝委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

(一同拍手)

<事務局>

ありがとうございます。それでは丸田会長は会長席へご移動をお願いします。

そうしましたら最初に丸田会長、松原副会長とそれぞれから一言ご挨拶をいただきたいと思います。丸田会長、よろしくをお願いします。

<会長>

皆さんこんにちは。こんな大役をいただくとは思っていませんでしたが、私住んでいる琴引浜というところは、もう半世紀ぐらいにかけて琴引浜の保全活動を続けているエリアです。

今までに、持続可能な村づくりというのを常に考えて活動し、それをいかに使っていくかを考え、先輩方たちの思いと、なおかつこれからも持続可能な村づくりをしようという同志もいますので、そういう人たちの思いも背負ってこの場所に出させていただいています。知識も何もないので、ぜひ皆さんにサポートしていただきまして、この会が有意義になることを祈っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<副会長>

京丹後市の皆様には、ジオパークの運営とか、それ以外にも、いろいろ個人的なところでもお世話になっていまして、私は京丹後市がとても好きなので、さらに丸田会長には、琴引浜で先週もお世話になりましたし、本当に日々いろいろご指導いただいているので、微力ながら会長を補佐させていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

私も持続可能な地域づくり、ジオパークの柱がまさにそれですので、京丹後市が光り輝く持続可能な地域になるように尽力させていただきます。よろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございました。

続きまして、会議録の確認者の指名に移ります。本日の会議は冒頭でお伝えしましたとおりマイクを通して録音させていただいていまして、後日会議録を作成いたしま

す。そして会議録は公開させていただきます。後日、その会議録を確認していただきて承認をいただく方の選出をお世話になりたいと思います。

事務局としましては、名簿の上から順番に、地元の委員の方をお願いしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、名簿の1番、区長連絡協議会から蒲田幸造委員にお世話になりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

引き続き、次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思いますが、これ以降の進行については丸田会長をお願いしたいと思います。

<事務局>

今日は松原副会長がZ o o mでの参加ということもありますので、事務局が会長の隣に行かせていただいて、進行の補助をさせていただきます。よろしく申し上げます。

<事務局>

それでは丸田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

<会長>

本日は、4時までを予定していますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

次第に沿って(2)「京丹後市文化財保存活用地域計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 「京丹後市文化財保存活用地域計画」について[参考資料1・2]

(事務局より説明)

<会長>

ただいまの説明について、ご質問、ご不明点などございますか。

<委員>

文化財の概念というよりは具体的なことですが、国の指定の文化財が15件ありまして、地域計画の参考資料の中に15件が入っているのですが、問題は、このリストの中に入っていない京丹後市出土のものがあるのです。例えば、重要文化財で言えば、奈具丘遺跡の水晶玉の遺物というか、それは多分重要文化財になる、考古資料として上げられているが、このリストから外れているのです。このリストを見ると、結構外れているものがある。しかし、これは京丹後市で出たものだとところで、所有の関係で多分外れていくのでしょうけれども、それを網羅したような形のリスト化ができないのだろうかとは私に思っているのですが。そうじゃないと、いわばある範囲の中で狭めたものなので、総合的に全部あるわけではないということは、気をつけなければいけないというところではあるのですが、もっと分かるようにイメージができないかと、このリストについては思います。いかがでしょうか。

<事務局>

ありがとうございます。文化財保存活用地域計画の方で各指定文化財等についてはリストとして、表示している部分があります。ただ、藤田委員がおっしゃったとおり抜けている部分等もあるかと存じますので、その辺については適宜修正をかけていければと考えています。

指定等文化財以外の未指定の部分も含めて、この地域計画を作るにあたってリストは作っています。ただ今後それをどういうふうに公開していくかについては、今後もっと良い方法を検討していければと思います。

<委員>

ありがとうございます。リスト化したときにそこから抜けているものがあつたら、何かを立ち上げようとするときに我々の意識から飛ぶ可能性があると思うのですよ。確かに未指定のものを含むということなので、結構大きなものが中に入ってくるわけで、そういう点ではとてもよいのですが、指定してあるものが、京丹後市の中から出土したにも関わらず、現在の所有関係の中で、この中にリスト化されていないということは、我々の意識から落ちる可能性があると思います。ぜひリスト化して、より現実に近いものにしてほしいと思います。

重要文化財で国の指定のことを言いましたが、府のものでもありますので、由来が京丹後市にあるにも関わらずリストに載っていないということがあるのですよ。それは補正をかけて頭の中を整理していくような必要性を私は感じています。よろしくお願いします。

<会長>

ありがとうございます。ほかにご質問等ありませんか。

なければ次の議題（3）計画推進にかかる「実施調書」について、事務局より説明をお願いします。

(3) 計画推進にかかる「実施調書」について[資料4・5・6・7・8]

(事務局より説明)

<会長>

ただいま説明された資料4は、大変内容が多い資料になります。この後実施調書にある内容から個別に意見をいただきたいとお聞きしています。意見交換の場に移る前に、10分ほど休憩をさせていただきたいと思います。

(休憩中)

<会長>

それでは会議を再開します。

議題3の続きになります。まずは事務局から実施調書について説明をお願いします

す。

(事務局より説明)

<会長>

ありがとうございます。

(仮称)文化財保存活用基金と(仮称)京丹後市市民遺産会議ということで、事務局から説明がありましたが、この2つは今後、京丹後市の文化財を保存活用していく上で非常に重要な部分になってくると思います。これらの内容について、委員の皆さん、またZ o o m参加の先生方の皆さんからも、ご意見、ご質問があればぜひ活発な意見交換をお願いしたいです。

<委員>

基金についてです。私が思っているのとは全然違ったら間違っていると言ってもらったらよいと思いますが、一般的にどれぐらいの規模感なのかを教えていただきたいです。例えば、行政が100億を用意しておいて、その運用益が1パーセントで毎年1億円は使えるお金だよという話の中で進むものなのか。そうすると、どれぐらいの基金を積んでどれぐらいの運用益を想定されているのか。それによって随分変わってくる気がします。

<事務局>

今、実際に文化財以外の分野でもふるさと納税等を利用した基金の運用をしまして、その辺に関してはふるさと応援推進課の方で運用されています。ふるさと応援推進課の三浦課長から、実際に今どういう運用状況なのかご説明いただければと思いますがよろしいでしょうか。

<ふるさと応援推進課>

京丹後市ふるさと応援推進課の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今基金のお話があったかと思いますが、京丹後市のふるさと応援寄付金というもので、私たちいわゆるふるさと納税の運用をさせていただいている課になるのですが、現在京丹後市のふるさと応援寄付金につきましては、ふるさと応援寄付金条例というものを持ち合わせています。寄付金条例の中には、寄付者からいただきます用途につきまして10個の項目を設けさせていただいているところです。

その中には少し特定したものになりますが、新型コロナウイルスの感染症支え合い基金事業というものを持ち合わせていたり、京丹後市韓哲まちづくり夢基金事業、これにつきましてはマルハンの韓会長様からいただきました寄付金を原資にさせていただきまして、そこの基金を運用させていただいていると、こういった基金事業があります。

今、文化財保存活用課から提案がありました新しい基金につきましては、現在寄付金条例の中にこの10個しか項目がありませんが、新たにその中にこの文化財保存活

用基金という事業を1つ、寄付の使途指定先として設けることによりまして、使途指定されて入ってきた寄付金を、その活用基金の原資として積み立てをしていきたいと、このような運用を考えていますので、先ほどご質問ありました最初にくら積んでというよりも、ふるさと応援寄付金、ふるさと納税を通じて、ここへの基金の寄付を募っていくと、このような形を目指していきたいと考えているところです。

<委員>

保存活用基金の大切な部分になりますので、課長に追加の質問です。

基金の規模とはどのようなものになるか、想定はいかがなものか、聞きたいです。

<ふるさと応援推進課>

具体的には、この資料の中でも出しているような、例えば仮にこの丹後震災記念館の再生プロジェクトを立ち上げていこうとなりますと、実際にはすごく多額のお金になると思います。なので、そういうものを単年でやるというよりも、複数年かけて継続的に寄付集めをしていくことで、この再生プロジェクトの財源として使っていけるような形ができればと思っています。反対に例で出しているような、震災記念館の絵画修復になりますと、今現在でも大体一般財源でこれぐらいかかるといふものがありますので、そこが一つ目標になるのかなというふうに思っています。

ただ、今の段階でこの基金でどれぐらいの規模感が望めるかというものは、正直私も即答できるものではありませんし、ただ、京丹後市のふるさと納税の現状としましては、直近の数値になりますが昨年度で15億円と多くの寄付をいただいている状況にあります。

今年度につきましても、この15億円よりもさらに上積みをしていきたいと考えていますので、ふるさと納税制度を使いまして、新しくこの基金を創設して、そこへの使途ということを全国の寄付者の方々にしっかりとお届けをすることで、PRすることで、寄付を求めていきたい。そんなことを今考えているところです。

<委員>

ありがとうございます。基金があるということは仮に何かの事業を起こすときに必要なものだと思いますし、もっと言えば、ある程度の額が見積もりの中にあると事業も起こしやすいのだろと思って聞いたのです。逆に言いますとクラウドファンディングみたいなことを言っても、現実になかなか資金が集まってこない。例えば1,000万円ぐらいを集めようと思ったら、京丹後市ではないですが、本当に四苦八苦されて、走り回ってもなかなか1,000万円も集まらなかったという例も知っています。綾部市の光明寺二王門の改修。これの2億円がなかなか集まらなくてクラウドファンディングを立ち上げたが、結局1,000万円も集まらなかったというのです。だから我々も当然知っているわけで、当然クラウドファンディングに応じました。亀岡以北の唯一の国宝建物ですから、これの改築が2億円を超えましたので、それで大義名分と重要性は備わっているわけで、割かし集まるのかなと思ったら、目標額の1

0分の1も集められなかったという事情も知っていますので、予算規模がどんなものかということは、私個人としてはとても気になる場所でした。

ずばり答えていただきましてありがとうございました。

<会長>

ありがとうございました。他にありませんか。

<委員>

制度をものすごく早く立ち上げられて、計画に盛り込まれている中から、もう早速市民遺産の方とそれの裏付けになる基金の方が、もう今年度から動かれているということで、大変心強く思いました。

今、クラウドファンディングの話がありましたが、どちらかと言えばやはりふるさと納税で文化財の何々という方が、今持続可能な集金ができていますので、他所の事例を見ていても、その方が持続可能な制度設計になっているように思います。これは是非とも。それで、どうしてもというときに、クラウドファンディングを併用するようなことは、考えていただく必要があるかも知れませんが、そのときに何を修理していくかというところを、できればこの市民遺産会議のところでしっかりと議論をして決めていただければよいかなと思っています。

なので、今紹介いただいた2つの制度が、車の両輪のように回っていきますと、この計画がかなり実効性のある、持続可能なものになっていくのではないかと思いますので、ぜひこの勢いでやっていただければありがたいと思っています。

もし必要がありましたら、ふるさと納税の案内を送ってください。

<会長>

ほかに質問や意見はありませんか。

実は、はだしのコンサートが今年で28回目、一応ファイナルという形で決定されました。掛津という村の中で村の人たちが始めて、最初は区が受け持って、それから白砂青松保全委員会というのが区にあって、そこが事務局になって、いよいよ20回になってもう手放そうという話になったときに、いやそれはということで、宿泊組合という民宿の組合が21回目から受け持ちました。しかし、コロナ禍で一切活動しなくなって、実際に宿泊組合さんもこれで終わりということにされたそうです。コロナ禍で3回ぐらい飛んでいます。今までの長い歴史の中で、はだしのコンサートは京丹後市の皆さんが知っているコンサートではないのかなと私は思うので、京丹後市市民遺産という中で、皆さんの大事なコンサートであったのだろうということとかを認めていただきたい。復活というのは確かに難しいと思います。村の中で全部やれというのはもちろん難しく、財源もそうですし、今だったら28回続いた資料とかは、例えばTシャツ一つにしてもおそらくバックで残してあると思いますので、それをデジタル化して残すとか、そういうもので何とか皆さんのご意見で残せないものかなということ。市民遺産というものを、例えばこういうので使えないのかなと思いました。

先ほどあったように、まずは財源をしっかりとということは、私は全く考えていない

ので、残すという形で自分たちのエリアのことを残せたらよいのかなと感じた次第です。

ほかに、ご意見ありませんか。

<委員>

この基金の制度はすごくよいなと思っています。使われる対象はこれから決められていくのかなと思いますが、対象の一例として震災記念館が出ていますが、これは京都府の指定文化財ということで、例えば市民の人がここでお店を開きたいとなったときに文化財なのでできませんということに今の状態では多分なのかなと思っています。資料6の市民遺産の表の写真の1つは口大野の公民館かなと思うのですが、ここは新谷前課長のときに何回か見学させてもらって、こういうところで元の形を残したまま誰かがお店を開くことができたなら、ここに来てお茶をして、歴史を感じたり、地域を感じたりできるという話をしていました。元の形を残したまま修繕していくという課題みたいなのは、ただお店をやりたいというとき以上に修繕にお金がかかってくるというか、多分文化財として直さなければならぬ最低限のレベルみたいなものだったり、プラスでかかる修繕費だったりとか、そういう費用は活用する人が負担しなくても市として希望するような修繕をするときに使えるものだとよいなと感じました。

震災記念館とか本当に外観がすごく気になって、中を見たいと思うこともが何度もあって、修繕されて中が見られるようになったらよいなと思うのですが、誰が見ても何億とかかかるようなところにせっかくできた基金が全部つぎ込まれて、結局計画しかできませんでしたみたいな形になるのはすごく嫌だなと思っています。稲葉本家みたいに中に入って見学できるとか、ゆったり過ごせるとか、そういうふうに市民も使える形の修繕ですとか、それこそ、はだしのコンサートとかもそうですが、お金をかけたことによって、より多くの人に波及効果が発揮されるようなものを対象にしているって欲しいと感じました。以上です。

<事務局>

ありがとうございます。例として丹後震災記念館を挙げていますが、それから、はだしのコンサートもそうですが、地元の皆さんが頑張っておられる活動などにも、市民遺産という枠で保存活用を図っていき、そこにこういった基金を充て込めるように、何とか事務局としても調整していきたいと考えていますので、皆さんからもご意見等お聞かせいただくことになるかも知れませんが、ご協力いただければと考えています。

<副会長>

今の意見に少しつけ足しです。活用のところで、どういう人が入ってそのアイデア出しをするかが結構大事で、その人選をちゃんと考えていただきたいのと、その中で、例えば丹後震災記念館は峰山高校が近いので、高校生に入ってもらって若い世代の意見なんか盛り込むと、将来像としては美しいのではないかと思います。あと、例えばこの後出てくる銚子山古墳なんか、丹後緑風高校の網野学舎が近いの

で、そういうところに入ってもらって若い人たちの意見を盛り込んで、若い人たちが将来大人になったときにそれをどんどん活用していけるような、そういう体制づくりができるとうまいなとは思っています。以上です。

<事務局>

若い世代というところで言うと、この推進協議会にも若い世代の意見が欲しいということで、本日は来ていただけていませんが協力団体として峰山高校様にご参画いただくことにしています。そういった若い世代に歴史文化や文化財を知ってもらって、そういう魅力を感じてもらい、高校から大学に上がって他所に出て行っても、こっこのほうにできるだけ帰ってきていただけるような、あるいは帰って来なくても京丹後市にずっと愛着を持って人生を送っていただけるようなものにしていきたいという思いもあります。その辺は地域計画の基本目標にも人づくり、体制づくりということで謳っていますので、そういった若い世代の意見というのは今後も、市民遺産会議も今話がありましたが、どんどん取り入れていけるような体制を何か考えていきたいなと思います。

<副会長>

2点ありまして、まず1点目は基金で、例えば再生とかそういうときに、もともと文化財が持っている価値の意味を違う方向にならないように注意して、どんな活用する方法でもその価値そのものがきちんと伝わるようにしてほしいというのが一つと、あともう一つが、市民遺産会議の中で、図を見ると提案者に対して支援を行うようになっていたり、専門家からの支援もあるようにつくられているのですが、物によっては、科学的根拠に乏しいものが結構あると思うのです。何でそうなのか分からないものがあるので、それらを継続して調査研究する必要が求められてくると思うので、そのあたりの支援とかはできるのでしょうか。

<事務局>

事務局内でも話をしていましたが、市民遺産を認定するあたり、何でもかんでも市民遺産に認定というわけにもいかないもので、何かしらそこには学術的な価値であったり、そういったものを見出す必要があるのかなというふうに考えています。そこに関しては、この市民遺産会議についても、学識経験者の方にお世話になったり、あと文化財保護審議会にも適宜諮っていききたいと考えていまして、その辺に学術的な担保というものを取っていけるような体制を取りたいと考えています。

<副会長>

研究者も簡単には本当にそうなのか分からないというものがあつたときに、支援というか、場合によっては調査研究にお金が必要だったりする案件も出てくるかも知れないので、そういったものへの支援はあり得るのでしょうか。

<事務局>

そういった調査というものも適宜必要になってくるケースもあるかと思っておりますので、予算がつくかどうかというところもあります。いろいろ大学等にもお世話になりまして、そういった調査研究というのは外部機関とも連携を図りながら進めていけ

るようにしていきたいと思います。

<副会長>

ぜひ、よろしくお願いします。

<委員>

今の点に関わって、例えば先行する事例である神戸市も伝承地とかをたくさん取り上げられて、例えば安徳天皇の御山、これは分かるはずがない場所ですが伝承地があるということで、それを市民遺産として認定しています。それは調査ではなくて、文献とか、江戸時代ぐらいからはこういう記録に現れ始めるという、その伝承の古さ、古さと言っても近世ぐらいですが、そういうことで恐らく認定していくということは多々あるのではないかなと思います。

従来文化財で言えば、真実性というのは、世界遺産もそうですが、かなり問われるわけです。その真実性というところが少し緩いと言うと語弊がありますが、伝承として長く、100年、200年以上伝えられているとか、そういうようなところでもって市民遺産の認定が可能になるのではないかなと思います。これは他で先行している事例ではそういう扱いです。文化財の指定だと厳しいけれども、あくまでも地域の人たちがこうやって大事に守ってきているものだよということであれば、積極的に市民遺産にしましょうという、そういう線引きがきつとあるのかなと思います。

ですので、そこは本当調査しないと分からないということにしまうと、なかなかいつになってもならないということになってしまうので、一定程度の条件が担保されれば文化財保護審議会とかでも認めていただくというような、そういう建て付けにしておくほうが、将来窮屈にならなくて済むのではないかなという気がします。

<委員>

意見を伺っていたら、確かに真実性というのが基本になっていく、それはそのとおりだと思いますが、今回の市民遺産は少し違うような気が私はしています。絶対間違いないという、10人が10人ともそういうふうに思われるという真実性があって、歴史のある段階ではちゃんと相対していくという、多分市民遺産というのはその問題ではなくて、そこに生活する市民にとって大切なものとなると、真実性というふうに重きを置くのではなくて、地域に生活する人にとっての価値の問題というふうに思えてならないのです。

ということは逆に言うと、真実性というのはある程度そこはもう阻却される部分、どうでもよいという言い方ではないですが、というふうに私は思っています。

だから、そこに生活する人にとっては、これは抜かしちゃいけないというような価値を持つものを、私はこの認定のトップに上げないといけないと思った上での賛成なのです。そうでないと、いわば真実性ということで考えたら、国宝から重文から府の指定から登録、市の指定という右下がりとはいくつか右上がりというか、そういう中に入れておくものとは少し違うような気がするのです。そこは強調したほうがよいと思っています。

<副会長>

ご意見をお聞きして、例えば解説のところでは補えばよいかなと思っていて、実はそのジオパークの分野でも、これはどうやってできたのかと結構聞かれて、それについて分からないものは分からないとしか言えないので、それはそれでよいのかなと思っています。豊岡のはさかり岩は何年前にはさかったのかとよく聞かれるのですが、誰も分からないので、だいたいこのぐらいとしか言えないです。そういうところは、こういうふうに伝承されているとか、そういった解説で補えばよいかなと思いました。

<委員>

すごく素人的な感覚で質問するのですが、市民遺産を設立していこうという部分です。今は市民遺産を発足するための基金をふるさと納税からという部分です。今はまだ何もない段階です。ゼロ。例えば10億の納税をいただいて、それを全くないのだから、ある程度は行政の中で取り合いになります。そこで少しずつただきながら並行してこの市民遺産を決めていくという形で進めていくものなのですか。それが分からない。もっと上のほうの話をしているのか。何でも事業をしようとすると、いるのはお金ですね。それは理解できるのですが、原資がないのに、ものすごく大きな話をしている感じがします。主婦的な、家計の話のようなことを言わせていただきました。

そうすると、例にあがったこの丹後震災記念館も、この建物はこれだけいるとか、ある程度計算してこないと、取るにも取れない、使うにも使えないという現実があるわけです。その辺はどう考えてくださっているのか。むしろ私が質問した部分は、次の市民遺産会議が検討するのかなとか思ったりしているのですが、それが素朴な質問です。

<事務局>

市民遺産と、この基金というのは切っても切れない関係で、この基金がないとお金の担保が難しく、市民遺産の保存活用でお金が必要になったときに充て込める金がないのかという話になりますし、市民遺産制度をつくって実際その市民遺産を認定して、そこに充て込めるお金が何もないという状態は問題かなと思います。そういったところで今、基金と市民遺産を両方同時に立ち上げようとしているところではありません。

このふるさと納税とかで文化財に関する基金のところにお金が入ってきたときに、例えば市民遺産のうちのどこに充て込んでいけるのかというところは、正直今の段階では、私どももまだそこまで検討できてないところもあって、なかなかお答えが難しいところです。例えば、先ほどの震災記念館に膨大なお金がかかるからそこに全額つぎ込むとか、そういった偏った運用の仕方というのはできるだけ避ける方向でやっていきたいとは考えています。

<委員>

とりあえずは、しっかりとお金を取ってくるというところに知恵を使っていただいて、運営していただくのが一番よいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

<委員>

今の議論の中で、それぞれの会議の仕事の範囲が明確になっていないかも知れないなというのが、不安の一つです。お金のことが絡むとそういう話になるのかなと思うのですが、一つは、文化財の調査をこれからされて、リストをどんどん保有されて。何を文化財に指定していくかということが必要なのですが、その際に、私はトリアージがいるのかなと思います。この文化財はもう随分傷んでいてどうしようもなく、最終的にデジタル化して残すぐらいしかないという判断も必要だろうし、いやある程度ここは非常に重要なものなのでお金をかけてでも残していくとか、緊急性だとか重大性だとか、いくつかの指標でとりあえず分ける必要があって、それで必要なお金はいくらか分かりますが、多分とても全部同じことはできなくて、優先順位をつけてやっていくということにしか多分ならないのだと思います。

そうなったときに、トリアージはどこでやっていくのか、配分はどこで決めるのか。市民遺産会議は、その中でどういう位置付けを担うのかという話になります。お金がなければ、人が力を出し合うか、知恵を出すかしかないので、それはどういうふうに議論していけばよいのか。そういうように、それぞれの会議の役割についても少し整理が必要ではないかと考えます。

<事務局>

優先順位を付けてトリアージをどうするかというお話がありましたが、実際ふるさと納税として入ったお金をどこに優先的に充てるかとか、そういった優先順位を付けるというところは私どもも判断できないところがあるのですが、ふるさと応援推進課の方で、何か既存で今運用しているふるさと納税の基金で、10個ほど充て込む事業があると思うのですが、その中で具体的に例えば図書館のこの事業に充て込むとか、そういうどの事業にどれだけ充て込むというのは、実際どのように決めているものになるのですか。

<ふるさと応援推進課>

すごく事務的なお話になって、少しご理解が難しいところがあるかと思いますが、京丹後市のふるさと納税のふるさと応援寄付金としていただく寄付の用途というのが、賑わいのふるさとを応援しましょうということだったり、環境のふるさとを応援しましょうということだったり、健康と福祉のふるさと応援事業だったり、それぞれいろいろなパターンがあります。

先ほどご説明させていただきましたが、新型コロナウイルスと韓哲・まちづくり夢基金は、基金事業として運用が決まっていますので、そこを目的に寄付をいただいたものについては、その基金に積み立てをさせていただきます。なので、賑わいのふるさと応援事業を目的に寄付をされたお金については、毎年度当初予算を編成する中で、財政課との協議ですとか、京丹後市としてこの部分を強化していきたい、ある意味目玉事業という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、市としてここを強くやっていきたいというあたりについては、そういった財政課や理事者との協議の中で、いただいたふるさと応援寄付金の中からここにいくらかを出していきましょう

と、そういったことが決まっていくというような状況になります。

例えば、この文化財保存活用基金というものを一つ項目立てで寄付の使途としてもらうことになれば、それはそのお金としてそのままストレートに積み立てていくことになりますので、そこを使途先としていただければ必然的にその基金に積み立てられていくということになっていきます。私が、その権限を持っているわけではありませんが、一定こういった基金をつくっていくことになりましたら、私たちふるさと納税を扱わせていただいている部門の職員につきましても、新たな基金をつくってそこを重点的に京丹後市としても発信していきたいという思いで持ってその基金をつくることとなりますので、京丹後市のふるさと納税のPRの仕方のとしても、新しく文化財を活用していくまちづくりを進めていくための基金を設けましたということは発信もさせていただきたいと思っています。その中で、具体的にこういったプロジェクトですとか、基金を活用していきたい事業というものが上がってくれば、それをセットにしたような形で、広く寄付を募るようなことにつなげていきたいというふうには考えています。

<委員>

お金は、どこかで誰かが配分しないといけないでしょうが、そのベースとなるしっかりしたリストだとか判断をしていかないといけないので、それを、どこで決めていくのかなど。それははっきりしておかないといけないという気はします。

<事務局>

皆さんにお世話になっているこの推進協議会に関しては、各事業の進捗管理を図るのが主な仕事になりますので、実際にこの推進協議会でどの事業のプロジェクトに充て込むかを決めるわけではないのです。それらを実際に決めるとなれば、先ほどありましたとおり、事務局側、市のほうで、判断する、もしくはこの市民遺産会議の中で決定していくと、そういった形になると思うのですが、その辺は今後市民遺産議の建て付けを考えるにあたって、ふるさと応援推進課とも相談しながら考えていきたいと思えます。

<委員>

すいません。どうしても、お金のことにこだわってしまいます。

今、問題となっている保存活用基金を設けようと思ったら、条例が当然必要です。現在はまだ保存活用基金条例は当市にはないわけですね。今後つくっていくという、それでよろしいのでしょうかね。

<事務局>

現時点での予定ですけど、今日こういう形で基金の話を見せていただいて、一応最速では9月議会に上げようかと考えています。そうすると、7月の中旬ぐらいが議案提出になってくるのですが、最速でそこに何とか突っ込めないかなと思って、今そういう予定で考えています。

<委員>

基金条例ができたなら、今我々が言ったことの、ある程度の回答にはなってくるはず

なので、それに期待しながら発言を終わります。

<委員>

今日初めて参加させていただいて、先ほどから皆さんの意見を聞かせていただきながら、私自身は混乱しています。

私は、所有者という立場で参加させていただいているのですが、実際、自治会の役を今年担ってしまして、そういった立場で参加させていただいているのですが、この会議そのものが、芸術であったり、学術であったり、教育委員会が担当部局なのでベースはそこなのだろうと思いますが、この市民遺産ということになると、先ほどおっしゃったはだしのコンサートとか、それぞれ地域では傳承されているいろいろな催事とか、生活の営みの中であつた一つの歴史になっていると。

ただ、総じて人が減って、それぞれ個々の生活があつて、みんなでつくり上げたものがなかなか維持できないというのが現実です。それは催事だけではなく、神社もそうですし、仏閣もそうですし、総じてそれを、人口は減少した中で今後どう維持していこうかというのはそれぞれの自治会の中でも非常に悩ましい問題です。取捨選択をせざるを得ないというのもそうだと思いますし、もっと言うとその意味合いさえ傳承されてないという場所がたくさんあります。

一方で、例えば今日の言葉の中でもまちづくりだとか、地域づくりという意味合いで言いますと、関係人口を増やす努力をしたり、いろいろな努力もするのですが、役割を担う人がいない、お金は足りないという中で、例えば私の地元の間人では、みなと祭というものがあるのですが、もともとは恐らく漁業者が魚の供養として7月25日に固定されて始まったものが、途中から、観光であったり商業であったりという方が関わって集客的なイベントになる。今度その商工関係の方が少なくなって、地元の自治会が担って、住民の寄付をいただいて進める。それでもお金が足りないので、各地域に出向いて寄付金集めをし、何とか地域の賑わいになるように汗をかいた。

そういった中で、今日のいろんな議論が、土俵がどこなのか、物差しがどこなのか、全然分からなくなつてしまつて、会長の思いも非常に身近に感じてしまいますし、先ほどおっしゃった、物差しの位置付けをどうするのかということも非常に大事な話なので、その辺を整理して、今日は多分最初の会議なのでよいと思うのですが、きちんと整理していただかないと、ハードなのかソフトなのか、何を残そうとしているのか、目的なのか、手段なのか、少し混乱していますので、その辺よろしく願います。

<事務局>

ありがとうございます。

この文化財保存活用地域計画自体が、今までもそれこそ祭りなどの無形民俗もあれば、建造物のような有形文化財もあり、そういったものをももちろん指定文化財として保存活用を図ってきましたが、これからこの地域計画の中では関連文化財群や歴史文化と言っていますが、そういった枠組みにとらわれない周辺環境、例えば文化財に関する活動であったり、例えば復元住居であったり、そういった文化財に関連する施

設、そういった文化財を取り巻く周辺環境もひっくるめて面的に保存活用を図っていかうというのが地域計画の本旨になっていまして、そういった面でどういった方向性なのかというのが、なかなか分かりづらいところが正直あるのかなと思っています。

今おっしゃいましたとおり、今後どういったものを対象に、どういった方針でやっていくのかというところを明確にしながら、委員の皆様と一緒にこの計画を見守っていきたいと思っています。

<委員>

先ほどおっしゃったことはすごく重要なポイントで、やはり文化財というのは非常に多岐にわたるということから、いろいろな問題があるということだと思っております。

やはり自然に近いところから、目に見える建物や仏像のようなもの、地下にめぐる遺跡のほかに、様々な村の行事やお祭りというのも民俗文化財、これは無形の文化財です。そういう様々なものがありふれて、その地域地域にあるわけですが、でもそれら一つ一つをよく見ると、その地域にとってなくてはならないものだよねというのを改めて見直す。それを地域の持続可能性とともに文化財を保存活用していきましょうということになりますので、そういう点からいうと、ある意味、いろいろな人の思いが同床異夢であっても、それはやむを得ないかなと。

ただ、それを一つの場で議論しながら、いややっぱりうちのこれを先に残しましょうよ、お金入れましょうよというのが、市民遺産の会議でできると、先ほどから出ているような、いろんな事業は前に進むのではないかなと思っております。

だからおそらく、それぞれの村から、うちの祭りが大事なので市民遺産にしてくれというのがどんどん出てきてよいのではないかなと思っております。

そこで誰が優劣付けるか分かりませんが、いや、おたくの祭りもやっぱり大事ですよねということで、それぞれに目を向けていくということができれば、お互いに評価していくということで、それぞれの地域の地域らしさというのを再確認できるのではないかなと思います。

本当に人がいなくなって祭りが、あるいは年中行事がもういつ消えてもおかしくないというところは、非常に危機的な状況ですので、その中で残すべき、残していきたいというのを、市民遺産会議の中でぜひとも議論していただきたいし、そこにもし費用が必要であるならば、そこへ基金が充当できるというふうな仕組みになると、これが全体として市の中の地域の持続可能性に資するのではないかなと思います。

今入口なので、まだまだ分からないところがありますので、一つ一つ、こういう具体的な事例を考えていながら、うちのこれはどうだろうというところから持ち寄っていくと、より実効性のある議論ができるのではないかなと思います。そういう意味では、地域に根差した皆さんの話が出てくるこの場というのも大変大事な会議だと思って聞かせていただきました。

<委員>

これまで他の方々がおっしゃったことと重なる部分があると思いますが、京丹後市

の総合計画に市民総参加ということが書かれていて、やはりどのように市民を参加させて活用していくのかということが大切になってくると思います。

そうしたときに実際に動かしていく主体として、市民が自発的に携わっていきける仕掛けをつくっていく必要があると思います。そうしたときに、京丹後市がどういった事業を大切にしていくのかということがポイントになると思います。おそらくどういった事業、どういった企画にこれだけの助成金を出しますというような、助成の方向性を出していくということが、どういった事業を大切にしていくのか、どこの部分を重視して推進していくのかということになると思うのですが、そういったまず助成の方向性を示していくということが大切かなと思います。そういったときにどこの部分を重視していくのか、財源が限られているので、どこにどれだけ配分していくのかというのは市民遺産会議が中心となって決めていくという理解でよろしいのでしょうか、というのが1点です。

それから、文化遺産の活用というのは文化政策の一つですので文化芸術振興計画と重なる部分はかなりあると思うのですが、この資料4を見たときに文化財保存活用課が主管課となっている部分が大部分で、すごく範囲も広いですし大変そうな印象がありまして、それぞれが文化芸術振興計画の生涯学習課とそれぞれがやっていたら人員も予算も足りないのでは、行き詰まってしまうのではないかと思いました。それをどこの部分をどう掛け合わせてやっていくのかというところで、両者を俯瞰して、推進、意見を言うことができたりするような体制ができているのかどうかというのが1点気になりました。いかがでしょうか。

<事務局>

1点目の助成の方向性等についてどこを重視してというのをどこが決めるのかという話ですが、これは事務局としては、市民遺産会議がその場になるのではないかなと考えています。ただ、今後ふるさと応援推進課や他の課とも相談しながら具体的に詰めていこうと思います。

2点目の連携に関してですが、文化財保存活用地域計画と生涯学習課の文化芸術振興計画、それこそ観光振興課の観光振興計画も一緒にやっていく部分が結構ありまして、そういったところについては今も、この後少し話させてもらいますがデジタルマップの作成で、文化財の周遊を促すマップの作成に関しては観光とも担当レベルで今お話をさせてもらっていますし、そういった3計画の連携というのは実際にほかの課と相談しながら進めているところではあります。今回、この実施調書、資料4を作成するにあたって、結構文化財保存活用課主管部分が多いのですが、その他にもいろいろな課に関わってもらっていて、とりあえずこの調書に載っている主管課として上げている課に関しては今回の調書をつくるにあたって話をさせていただいて、こういう方向性でこの部分については一緒にやっていきたいと思いますということも、お話させていただいている部分もあります。

そういった面で、3計画ある中で今後一緒に協議しながらやっていこうとしているところではあるというのが、現状の答えになります。

<委員>

少し話は変わりますが、そもそものこの協議会の進捗管理の話だけ聞かせてください。

今後この進捗管理をこの会議で行っていくということになるのですが、非常に気になるというか、もしかすると担当課の人に嫌われるかもしれないのですが、たいていどんなことをするのかということで、こんなセミナーをします、こういう情報発信をします、という類が非常に多いと思うのです。それにどれだけ予算や人を使うことになるのですが、私が一番気になるのは、それで何がどうなったのですかとのが一番気になるのです。

この「丹後半島に語り継がれる先人の息づかいが感じられるまち」へというテーマがあって、そこに向けてどう前進したのですか、どう到達したのですかというのが、本当は関心があるところです。進捗で何をしましたというのもよいのですが、それでどこまでそれは進んだのかということも、今後私としてはお聞きをしたいと思っています。

やはりそこがないと進捗管理させていただく意味がないので、一つ注文させていただきます。

<事務局>

今おっしゃったとおり進捗管理について、どういう状態になったら基本目標を達成したということになるのか、どういう状況になったら将来像に近づいているのかとか、そういったところが目に見えて分かるような工夫を、この進捗管理においてもできるように、次の協議会が年度末に予定してあり、今年度の事業内容がどこまで達成できたかを諮る会議になりますが、その段階ではそういったところも踏まえて何か形としてお示しできるようなものにしていきたいと思えます。

<会長>

たくさんの活発なご意見ありがとうございました。

これから事務局で基金と市民遺産会議の立ち上げに向かって動いていただくこととなりますので、今出た意見をしっかり反映していただければと思います。

そのほか実施調書について事務局から追加で説明がありますか。

(事務局より資料7・8の説明)

<会長>

ただいまの説明について、委員の皆さん、ご質問ありますか。

<委員>

前の策定協議会の最後の方がシンポジウムだったと思いますが、海外へ向けて発信というのが少し出ていたように思うのです。

今回の発信事業はとりあえず国内向けかなという気がするのですが、やはりこういう文化財を見て回るというのはもう世界的に広まっている一つの観光メニューですの

で、この辺はぜひ早い段階から国際化に取り組んでいただきたいと思います。もうこれは前回意見が出ていたはずなので、ぜひ対応していただければと思います。

<委員>

この「京丹後市歴史文化物語」発信事業というのはすごく面白いなと思いました。

ほかの事業で、史跡ツーリズムの推進や教育旅行が出ていましたが、そういったものと掛け合わせるとすごく面白いものになりそうだなと思いました。

情報を発信するだけでなく、その場に立って体験をするということが重要で、文化財の点を充実させるだけでなくストーリーを追っていくような形で、線で繋いで行って、歴史文化だけではなくて伝承であったり、地質をしていくような、対面のガイドのツアーがあったらよいなと思うのと、アプリを使ってスマホのアプリがナビゲーターとなってストーリーを追って行って、京丹後市内をオリエンテーションしていくようなことができれば面白いだろうなと思いました。

それから海外のことをおっしゃっていましたが、やはり教養的な観光というのは、海外の観光客ほど求めているものではないかなと思います。その地域の歴史や自然環境を知るといような、教養的な観光というのは、やはり海外の方々向けにもつくっていく必要があるのかなと思いました。その上で、まだまだ京丹後市は知られていないということがあると思います。隣には天橋立や伊根があって、そこはよく知られていて、日本からも海外からもすごい観光客が来ているので、そこを京丹後市と繋げてもらうような動線をつくるということが、日本人観光客、海外の観光客に京丹後市に来てもらって、それでまた回ってもらうという動線づくりが大切になってくるのではないかなと思いました。

<事務局>

ありがとうございます。今、委員の皆さんからいただいたご意見も基にしながら、今後、今進めているこういった事業についてもどんどん進めていきたいと思っています。

時間も押していますが、最後もう1点だけ、今年度やった取り組みになるのですが久美浜の稲葉本家で、展示の一部入れ替えを、私ども文化財保存活用課も協力させていただいて実施したことがあります。その辺、実際に稲葉本家で活動しておられる、わくわくする久美浜をつくる会の委員から簡単にご報告だけいただければと思います。

<委員>

稲葉本家では、過去5年の歳月と2,000万円をかけて調査した膨大な資料が保管されていますが、これらのほとんどが日の目を見ずに宝の持ち腐れとなっています。

何とかこの資料を地域さらには後世に伝えたり、展示ということで取り組みましたら、ちょうどコロナ禍もありまして、5年の歳月を経て文化財保存活用課の協力を受けやっと5月末に展示という運びとなりました。文化財保存活用課の方に改めて感謝を申し上げます。

展示物は、江戸時代に特化した資料で、豪商の象徴となる資料や、全国的に日本海

側に2か所しかなかった代官所の展示資料を約19点展示しています。拝観料は無料です。でもし近くに来られましたら、ぜひ見学していただきたいと思います。ちなみにスペース的に江戸時代しか展示していませんが、この後、明治、大正等も計画しています。皆さんの知恵をお借りして、見やすい展示をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

<会長>

それでは、(4)今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

(4) 今後の進め方について

(事務局より説明)

<会長>

事務局から説明がありましたように、この推進協議会は年2回で、次は年度末の2月か3月に今年度の各事業の達成状況を見る場として開催を予定しているということです。

また、今日皆さんからご意見をいただいた市民遺産会議については、今年度秋頃の発足を目指すということです。よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、事務局から何かございませんか。

4 その他

(特になし)

5 閉会

<会長>

それでは議事は全て終わりましたので、議事を事務局に進行をお返しします。

<事務局>

丸田会長ありがとうございました。

それでは、今日の議事についてすべて終わりましたので閉会に移ります。閉会にあたって松原副会長からご挨拶いただければと思います。

<副会長>

委員の皆様、活発な議論ありがとうございました。

第1回の会議で、本計画そして京丹後市の今後について活発な議論からお伺いすることができました。

こういう計画はつくって終わりというものではなくて、実行して初めてスタートということですので、今回動き始めたということをお大変心強く感じています。

今回の議論を通じて、具体的な課題や進むべき未来が見えてきたかと思ひますの

で、実際に取り組まなければいけないことは非常に多岐にわっていて大変だと思えますが、委員の皆様、そして地域が一丸となって、光り輝く持続可能な地域実現のために、議論を重ねていきたいと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

<事務局>

それでは、これもちまして、令和5年度第1回京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会を終了いたします。

本日はご多用のところ、どうもありがとうございました。